

【第2次あま市男女共同参画プランの策定に向けて】

●プラン（計画）策定の経緯

本市は、平成22年（2010年）に七宝町、美和町、甚目寺町の3町が合併して誕生しました。同年に、あま市の今後4年間の取り組むべき施策の工程表として「まちづくりロードマップ」を策定し、その中で『共創による一体感のあるまちづくり』を基本項目に掲げ、男女共同参画推進条例の制定と計画の策定を施策として位置づけました。

その後、平成24年（2012年）に策定した「第1次あま市総合計画」では、施策の大綱の一つとして『お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる』ことを目指し、具体的な取組として『男女共同参画をすすめる』ことが明記されました。

そこで、同年に「あま市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方を示し、この条例に基づき、あま市における施策を具体的に推進していくために「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。

プラン策定から5年が経過した平成29年（2017年）に、社会情勢の変化やそれまでの実績を踏まえ、課題に的確に対応し、時代に即した男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、プランの見直しを行いました。

令和2年度には、第2次プランを策定するにあたって、より一層充実した取組を行っていく上での参考とさせていただくため、「あま市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

●第2次プラン策定に向けて

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画基本法」に基づき、国は平成12年（2000年）12月に「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。以降、時代の変化とともに計画が見直され、令和2年（2020年）12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。

平成27年（2015年）の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を始め、法制度の整備により社会全体で女性の活躍に向けた動きは拡大したものの、政治経済分野での政策・方針決定過程への女性の参画の遅れや、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが日本社会全体に残っており、女性を取り巻く問題は依然として多く、男女共同参画に関する取組の進展がいまだに十分ではありません。また、セクシュアルハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっており、我が国では令和2年（2020年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が改正されています。

これに加え、令和元年（2019年）から続いている新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなっています。

本市においては、令和2年度に「あま市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しましたが、そこで明らかとなった男女共同参画に関する現状や課題を施策に反映させるとともに、より効果的な男女共同参画に向けた施策に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市における男女共同参画や女性の活躍推進に向けた施策を総合的に推進するため、「第2次あま市男女共同参画プラン」の策定を行います。

●あま市男女共同参画推進条例（前文）

日本国憲法には、すべて国民は、個人として尊重され、また法の下に平等であると明記されています。あま市では、この憲法の基本理念にのっとり人権尊重を基盤とした住みよいまちづくりに取り組み、すべての市民が平等である地域社会を目指してきました。しかしながら、依然として家庭、学校、地域、職場等における慣行の中に、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、男女が平等に社会に参画するには、なお一層の努力が必要になっています。

また、少子高齢化の進展や社会情勢の変化に対応し得る多様性に富んだ活力ある社会を築くためには、家庭生活や社会生活のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

ここに、わたしたちは、男女共同参画の推進にかかる基本理念を明らかにし、男女が、自分らしさと能力を十分に発揮し、互いに思いやり、認め合い、高めあって、輝くことのできる社会を共に創ることによって、「共創都市」をうたうあま市が、誰もが住みよく、希望にあふれた心豊かなまちとなることを願い、この条例を制定します。

●あま市男女共同参画プラン（改訂版）の目標像、基本理念、基本目標

《目標像》

個性を認め 思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち

《基本理念》

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) あらゆる分野における方針の立案決定への参画
- (4) 家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立
- (5) 国際的視野の下での取組

《基本目標》

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ① 男女共同参画の理解の促進 | ④ 様々な困難を抱える人々への支援 |
| ② 男女平等意識を育てる教育
・学習の充実 | ⑤ 生涯を通じた健康支援 |
| ③ あらゆる分野での男女共同参画の推進 | ⑥ 暴力の根絶のための基盤づくり |

●SDGsと我が国のジェンダーギャップ

平成27年、国連において「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

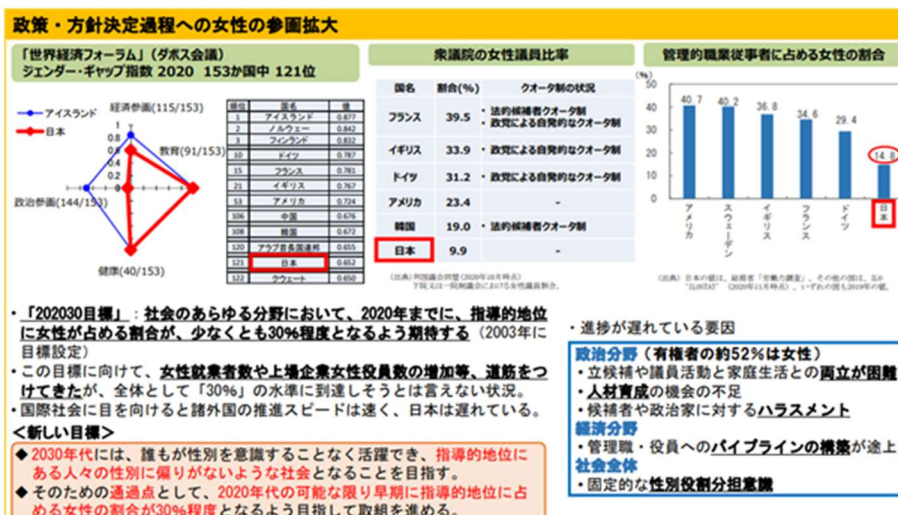
同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっており、SDGsの17の目標の中で、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が位置づけられています。「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受するべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の廃絶していくことなどがターゲットとして掲げられています。

我が国においても、SDGs実施指針において、日本の「SDGsモデル」の確立に向けた取組の8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げているものの、国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。

例えば、世界経済フォーラムが令和元（2019）年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は153か国中121位となっています。

第2次プランを策定するにあたり、SDGsの考え方を意識し、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



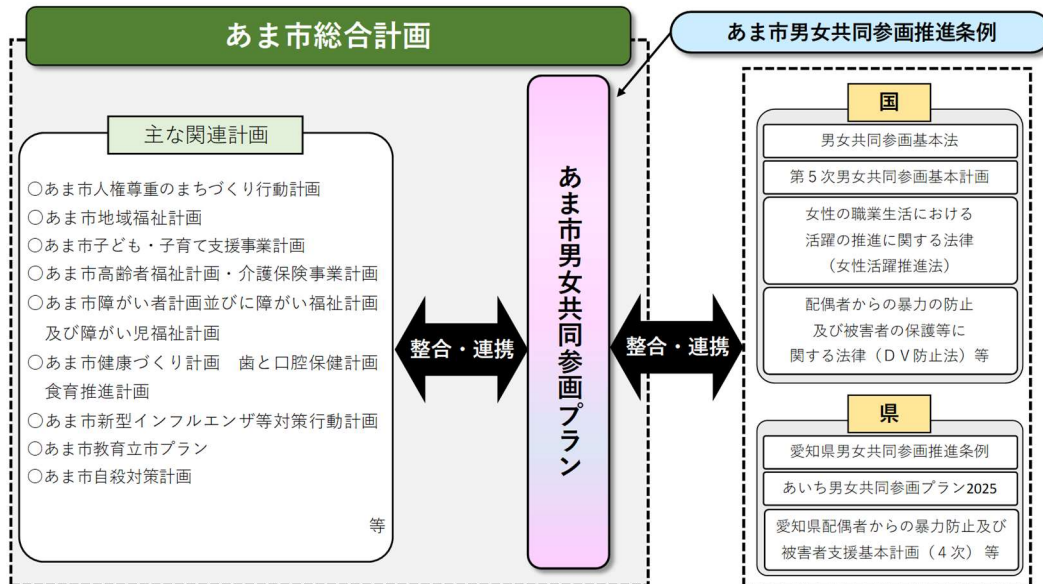
資料：内閣府 「第5次男女共同参画基本計画説明資料」

●プラン（計画）の位置づけ

「あま市男女共同参画プラン」は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。また、あま市男女共同参画推進条例第9条に基づく基本計画です。

本プラン内において、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」も併せて策定します。

【関連諸計画との関係】



●プラン（計画）の策定体制

本プランの策定にあたっては、市内の現状を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行います。

(1) プラン策定の体制

本プランの策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、本市の男女共同参画の推進に関する必要事項について総合的に審議する機関であり、関係団体、人権擁護委員などから構成される「あま市男女共同参画審議会」において審議を行います。

また、庁内においては「あま市人権施策推進本部」を設置し、第2次プランにおける具体的な男女共同参画の推進に関する施策を検討します。

(2) 男女共同参画に関する現状・意向の把握

「あま市男女共同参画プラン」に基づき実施している男女共同参画社会の実現に向けた施策の効果に対する検証や、市の現状、市民の人権に対する意識や意向を把握するために、令和2年度に「あま市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、男女共同参画に関する現状・課題や取組に関する意見交換を行うことを目的に、市民参加型のワークショップを実施します。

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の意見が反映されたプランにしていくことが重要であることから、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、プランへの反映に努めます。

●策定スケジュール

	2021年									2022年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男女共同参画審議会			①				②		③		④	
市民ワークショップ				①	②	③						
パブリックコメント									→			
人権施策推進本部	①				②			③			④	

◇審議会予定

第1回：6月24日（木）（本日）

- ・会長、職務代理者の選任
- ・諮問
- ・プランの策定に向けて
- ・令和2年度事業報告について
- ・令和3年度実施計画について
- ・今後のスケジュールについて

第3回：12月中

- ・プラン素案について
- ・パブリックコメントについて

第2回：10月中

- ・プラン骨子について
- ・令和3年度進捗状況について

第4回：令和4年2月中

- ・パブコメ結果について
- ・プラン案について
- ・答申

◇市民ワークショップ予定

募集期間：6月上旬～中旬

第1回：7月21日（水）

第2回：8月19日（木）

第3回：9月9日（木）

◇パブリックコメント

令和3年12月～令和4年1月の予定

※ 新型コロナウイルスの感染状況により、審議会や市民ワークショップ等の予定が変更になる場合があります。

【参考】愛知県の動き

- 平成元年（1989年）に、「愛知県21世紀計画」に女性部門が位置付けられ、同年「あいち女性プラン」が策定されました。
- 平成3年（1991年）に、「女性総合センター基本計画」が策定され、平成8年（1996年）に愛知県女性総合センター「ウィルあいち」が開館しました。
- 平成9年（1997年）に、「あいち女性プラン」が改定され、「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定されました。翌平成10年（1998年）に策定された「愛知2010計画」には、男女共同参画が分野別計画として位置づけられています。
- 国の「男女共同参画基本計画」を受け、平成13年（2001年）に、「あいち男女共同参画プラン21」が策定されました。翌平成14年（2002年）には、県、県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。
- 平成17年（2005年）に、「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。その後、平成20年（2008年）に第2次計画、平成25年（2013年）に第3次計画、平成30年（2018年）に第4次計画が策定されています。
- 国の「男女共同参画基本計画（第2次）」を受け、平成18年（2006年）に「あいち男女共同参画プラン21」が改定されました。
- 平成22年（2010年）に、少子化対策を目的とした「あいち はぐみんプラン」が策定されました。その後、平成27年（2015年）に「あいち はぐみんプラン 2015—2019」、令和2年（2020年）に「あいち はぐみんプラン 2020—2024」が策定されました。
- 平成6年（1994年）に策定された「あいち農山漁村女性プラン」は、平成16年（2004年）に改定され、「あいち農山漁村男女共同参画プラン」に移行されました。その後、平成28年（2016年）に「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」が策定され、令和3年（2021年）に「あいち農山漁村男女共同参画プラン2025」が策定されました。
- 平成23年（2011年）に、「あいち男女共同参画プラン2011—2015」が策定されました。その後、国の「第4次男女共同参画基本計画」に合わせて「あいち男女共同参画プラン2020」が策定されました。令和3年（2021年）に、国の「第5次男女共同参画基本計画」に合わせて「あいち男女共同参画プラン2025」が策定されました。
- 平成24年（2012年）11月に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果やこれまでの取組状況、社会情勢の変化などを踏まえ、平成26年（2014年）3月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の改定を行いました。

【参考】国内の動き

○昭和 20 年（1945 年）に、「改正衆議院議員選挙法」が公布されたことで、我が国において女性の国政参加が認められました。昭和 22 年（1947 年）に、日本国憲法が施行され、「法の下での平等」で女性の参政権が保証されました。

○昭和 50 年（1975 年）に、衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」が採択されました。同年、「婦人問題企画推進本部」の設置が閣議決定され、「婦人問題企画推進会議」の設置が決定しました。さらに、同年 11 月には「国際婦人年記念日本婦人問題会議」が開催されました。

○昭和 51 年（1976 年）には、「育児休業法」が施行されました。同年、婦人少年問題審議会が「雇用における男女の機会均等と待遇の平等の促進に関する建議」を提出しました。翌昭和 52 年には、婦人問題企画推進本部が「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。

○昭和 55 年（1980 年）に、我が国は国連の「女子差別撤廃条約」に署名し、昭和 60 年（1985 年）に批准しました。また、同年には「男女雇用機会均等法」が成立し、翌昭和 61 年（1986 年）に施行されました。

○昭和 62 年（1987 年）、婦人問題企画推進本部は「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

○平成 3 年（1991 年）に「育児休業法」が制定され、翌平成 4 年（1992 年）に施行されました。また、平成 5 年（1993 年）には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」が成立、施行されました。

○平成 6 年（1994 年）に、男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部が設置されました。

○平成 7 年（1995 年）に、「育児・介護休業法」が成立しました。同年、我が国は「ILO156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」を批准しました。

○平成 8 年（1996 年）に、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

○平成 11 年（1999 年）に、「男女共同参画社会基本法」が成立し、平成 13 年（2001 年）に施行されました。また、平成 12 年（2000 年）には、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。同年には、「ストーカー規制法」が施行されました。

- 平成 13 年（2001 年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が成立し、施行されました。同年、中央省庁等改革によって内閣府に男女共同参画局が新設されました。
- 平成 15 年（2003 年）に、「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。同年、「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」が成立しました。
- 平成 17 年（2005 年）に、「改正育児・介護休業法」が施行されました。同年、女性の再チャレンジ支援策検討会議が「女性の再チャレンジプラン」を策定し、さらに「第 2 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。翌平成 18 年（2006 年）には、「男女雇用機会均等法」が改正されました。
- 平成 19 年（2007 年）に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
- 平成 22 年（2010 年）に、「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
- 平成 25 年（2013 年）に、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が一部改正され、翌平成 26 年（2014 年）に施行されました。
- 平成 27 年（2015 年）に、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。さらに同年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。
- 平成 28 年（2016 年）に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、また「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等が改正されました。同年、「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。
- 平成 30 年（2018 年）に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。
- 令和元年（2019 年）に、「女性活躍推進法」等が一部改正されました。
- 令和 2 年（2020 年）に、「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。また、同年に改正「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が施行されました。

【参考】国際的な動き

- 昭和 50 年（1975 年）に、国際連合（以下「国連」という。）は同年を「国際婦人年」と定め、翌昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）を「国連婦人の十年」とすることを決定しました。
- 昭和 54 年（1979 年）に、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。
- 「国連婦人の十年」の最終年である昭和 60 年（1985 年）に、「西暦 2000 年に向けてのナイロビ将来戦略」が採択されました。
- 平成 7 年（1995 年）に、第 4 回世界女性会議がアジアで初めて北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。
- 平成 12 年（2000 年）に、国連特別総会において「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言及び成果文書」が採択されました。
- 平成 17 年（2005 年）に、「北京+10（第 49 回国連婦人の地位委員会）」が開催されました。
- 平成 23 年（2011 年）に、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」が正式発足しました。
- 平成 26 年（2014 年）に、第 58 回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されました。
- 平成 27 年（2015 年）に、「北京+20（第 59 回国連婦人の地位委員会）」が開催されました。同年、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）が採択されました。